

吊り上げ荷重5トン未満の
クレーンの運転業務特別教育(学科のみ)実施のご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当協会の事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第59条第3項では、事業者は危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるもの(安全衛生規則第36条)に労働者をつかせる時は当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を実施するよう義務づけております。

当協会では事業者に代わって標記の教育を実施致します。大勢の皆さまのお申込みをお待ちしております。 敬具

記

1. 開催日 : (1日目)平成30年2月21日(水) 9:00~17:00
(2日目)平成30年2月22日(木) 9:00~12:00
2. 会場 : 茨木市福祉文化会館202号室(2F)
茨木市駅前4-7-55 (茨木市役所道向かい)
3. 内容 : (1)クレーンに関する知識 3時間
(2)原動機及び電気に関する知識 3時間
(3)クレーンの運転のために必要な力学に関する知識 2時間
(4)関係法令 1時間

※ 実技教育は各事業場で、クレーンの運転について3時間以上、クレーンの運転のための合図について1時間以上実施してください。

4. 受講料 : 会員 7,585円【講習料5,500円、消費税440円、テキスト代1,645円(税込)】
非会員 8,665円【講習料6,500円、消費税520円、テキスト代1,645円(税込)】
5. 申込み : 裏面の申込書に必要事項を記入しFAXを入れてください。
6. 支払い : (1)当協会まで持参 } 何れも可
(2)現金書留 }
(3)銀行振り込み } ただし、テキストの送付をご希望の場合は、1冊につき216円の送料が必要です。その分を受講料に加算してください。

〒567-0881 茨木市上中条2-5-37 すばるビル301
(一社)茨木労働基準協会
TEL:072-622-8487 FAX:072-621-5763
※ 受講料振込先 りそな銀行茨木西支店(普通)1135303
一般社団法人茨木労働基準協会

平成 年 月 日

(一社)茨木労働基準協会
FAX:072-621-5763

クレーンの運転(5トン未満)特別教育受講申込書

記入不要	フリガナ	現住所
	受講者氏名	
	生年月日	

受講者()人分 支払総額()円

※ 受講料の支払い、テキストの受け渡しについて下欄のご希望の方法に○印をお入れください。

支 払 い 方 法	協会まで持参	現金書留	銀行振り込み
テキスト受け渡し	事前に協会を受取り	事前送付希望	講習当日受取り

事業所名			
所在地	〒 -		
担当者氏名 及び連絡先	氏名		
	所属		
	TEL		FAX